平成２３年（フ）第６７５号
最後の住所大阪府羽曳野市古市６丁目３番４号
債務者　被相続人石原薫相続財産
1　決定年月日時　平成23年６月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野田　英二
4　破産債権の届出期間　平成23年８月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月12日午前11時
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第７２号
新潟県新発田市月岡温泉598番地
債務者　有限会社ミツワ開発
代表者代表取締役　小林三ツ枝
1　決定年月日時　平成23年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊津　良治
4　破産債権の届出期間　平成23年８月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月12日午前10時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
新潟地方裁判所新発田支部

平成２３年（フ）第５１号
新潟県新発田市五十公野4742番地２
債務者　神田　正明
1　決定年月日時　平成23年６月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　後藤　直樹
4　破産債権の届出期間　平成23年８月３日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月14日午前10時45分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
新潟地方裁判所新発田支部

平成２３年（フ）第５２号
新潟県新発田市五十公野4742番地２
債務者　神田　悦子
1　決定年月日時　平成23年６月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　後藤　直樹
4　破産債権の届出期間　平成23年８月３日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月14日午前11時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
新潟地方裁判所新発田支部

平成２３年（フ）第１０２号
宮崎県都城市栄町18号９番地
債務者　株式会社九州商役
代表者代表取締役　西村　いさ
1　決定年月日時　平成23年６月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大塚　幸治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年８月31日午前10時15分
宮崎地方裁判所都城支部

平成２３年（フ）第２４６号
和歌山市湊御殿１丁目７番地の１
債務者　株式会社増谷建築
代表者代表取締役　増谷　考哉
1　決定年月日時　平成23年６月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　足立　聖子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月５日午後１時40分
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第５７０号
広島市西区観音町６番７号
債務者　広島測器株式会社
代表者代表取締役　福田　照三
1　決定年月日時　平成23年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岩西　廣典
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月６日午後３時
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２３４号
大分市大字奥田827番地の１　マルショク南大分店内
債務者　有限会社トップ薬品
代表者代表取締役　大塚　哲也
1　決定年月日時　平成23年６月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北園　勝蔵
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月６日午後２時30分
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第１４４号
釧路市黒金町13丁目１番地10
債務者　有限会社丸徳小田原書店
代表者取締役　小田原明義
1　決定年月日時　平成23年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤明日佳
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月７日午後３時
釧路地方裁判所

平成２３年（フ）第７９０号
京都市伏見区向島二ノ丸町151番地４　２ブロックＡ棟602号
債務者　株式会社アルジオ
代表者代表取締役　髙瀬　雅之
1　決定年月日時　平成23年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松枝　尚哉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月７日午後２時
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第６４０号
神戸市東灘区住吉宮町７丁目３番27―1201号
債務者　有限会社サンフラワー
代表者代表取締役　天塚　壽子
1　決定年月日時　平成23年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　持田　俊介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月８日午前10時
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２０４号
兵庫県宝塚市安倉北２丁目９番18号
債務者　有限会社越田建設
代表者代表取締役　越田　　正
1　決定年月日時　平成23年６月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　朝本　行夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月８日午前10時30分
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第２５号
大分県速見郡日出町大字藤原6005番地
債務者　有限会社大分コンストラクション
代表者代表取締役　小路　　郁
1　決定年月日時　平成23年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森脇　　宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月９日午後１時30分
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２３年（フ）第１８４号
山梨県山梨市下石森692番地の３
債務者　有限会社三共
代表者代表取締役　山本　武男
1　決定年月日時　平成23年６月８日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大西　達也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月12日午後１時30分
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１３７号
愛知県新城市有海字稲場８番地
債務者　有限会社鈴木運輸
代表者取締役　鈴木　千和
1　決定年月日時　平成23年６月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石田　啓二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月12日午前11時10分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２３年（フ）第６７４号
大阪府羽曳野市古市６丁目３番４号、商業登記簿上の本店所在地大阪府大阪狭山市池尻中１丁目36番38号
債務者　誠心不動産株式会社
特別代理人　弁護士　神原　亜子
1　決定年月日時　平成23年６月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野田　英二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月12日午前11時
大阪地方裁判所堺支部破産係